

だい しょう
第5章

し りょうへん
資料編

1 用語の解説

① NPO

[nonprofit organization] 非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

② ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

③ リーマンショック

2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機（世界同時不況）の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。リーマン・クライシス (Lehman Crisis) ともいう。

④ ネグレクト

虐待の種類。養育者による衣食住の世話の放棄。家に閉じこめる、病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車に放置する、適切な食事を与えない、などがある。

⑤ 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた者。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となることが期待される。

⑥ ファミリー・サポート・センター

乳幼児、小学生等の児童を有する子育て中の労働者、主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行うもの。

⑦ ユニバーサルデザイン

ねんれい せいべつ しんたいてきじょうきょう こくせき げんご ちしき けいけん ちが かんけい
年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべ
ひと つか せいひん かんきょう がいねん
ての人が使いこなすことのできる製品、環境などのデザインをめざす概念。

⑧ ハートビル法

へいせい ねん がつ しこう こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃとう えんかつ りよう とくていけんちくぶつ
平成6年9月に施行した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の
そくしん かん ほうりつ ふとくていたすう りよう たてももの ろうじん こうれいしゃ
促進に関する法律」。デパートなど不特定多数が利用する建物、老人ホームなど高齢者
しんたいしょうがいしゃ りよう たてももの せいれいおよ じょうれい さだ たてももの か
や身体障害者が利用する建物のうち、政令及び条例で定める建物のバリアフリー化
ぎむづ
が義務付けられた。

⑨ 交通バリアフリー法

へいせい ねん がつ こうふ こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃとう こうきょうこうつうきかん りよう いどう
平成12年5月に公布した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の
えんかつか そくしん かん ほうりつ つうしょう こうつう ほう こうきょうこうつうきかん えき
円滑化の促進に関する法律」、通称「交通バリアフリー法」とは公共交通機関の駅あ
の ものとう せいてい にほん ほうりつ ねん がつ
るいは乗り物等をバリアフリーにすべく制定された日本の法律である。2000年11月15
にち しこう ねん がつ にち こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん
日に施行され、2006年12月20日、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
ほうりつ つうしょう しんぽう しこう ともな はいし
法律（通称「バリアフリー新法」）の施行に伴い廃止された。

⑩ こころのバリアフリー

せいしんしつかんとう ただ りかい こうどう こくみん あいだ せいしんしつかん たい きほんてき
精神疾患等を正しく理解し、行動すること。国民の間で、精神疾患に対する基本的
りかい ふじゅうぶん こうせいろうどうしょう せいしんしつかん ただ りかい ししん
な理解が不十分ということで、厚生労働省は精神疾患を正しく理解するための指針を
だ せんげん い か はしら
出した。これを、「こころのバリアフリー宣言」といい、以下の8つの柱（キーワー
ド）からなっている。

- 1 せいしんしつかん じぶん もんだい かんが
精神疾患を自分の問題として考えていますか
- 2 むり ところ からだ
無理しないで、心も体も
- 3 き ところ ふちょう
気づいていますか、心の不調
- 4 し せいしんしつかん ただ たいおう
知っていますか 精神疾患への正しい対応
- 5 じぶん ところ つく
自分で心のバリアを作らない
- 6 みと あ じぶん い すがた
認め合おう、自分らしく生きている姿を
- 7 で あ りかい だいいっぽ
出会いは理解の第一歩

8 ^{たが} ^{ささ} ^{しゃかいづく}
互いに支えあう社会作り

⑪ ライフステージ

^{ひと} ^{いっしょう} ^{しょうねんき} ^{せいねんき} ^{そうねんき} ^{ろうねんき} ^わ ^{だんかい}
人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの段階。

⑫ リトミック

^{そうあん} ^{おんがくきょういくほう} ^{しんたい} ^{うんどう} ^{はあく}
ダルクローズが創案した音楽教育法。リズムを身体の運動によって把握させようとするもの。
^{りつどうほう}
律動法。

⑬ セカンドライフ

^{だいに} ^{じんせい} ^{ていねんたいしょくご} ^{せいかつ} ^{あらわ} ^{わせいえいご} ^よ
第二の人生。定年退職後の生活を表す和製英語。「シニアライフ」とも呼ばれる。

2 国立市地域福祉計画策定のための諸会議等開催経過

		地域保健福祉計画策定委員会	地域保健福祉団体等連絡協議会	地域保健福祉推進本部
平成 22 年度	9月	第1回 9月30日		9月9日
	10月	第2回 10月28日		
	11月	第3回 11月30日		
	12月			
	1月	第4回 1月13日		
	2月	第5回 2月1日 第6回 2月21日		
	3月			
平成 23 年度	4月			
	5月			
	6月	第7回 6月13日	第1回 6月24日	
	7月		第2回 7月19日	
	8月	第8回 8月22日		
	9月		第3回 9月30日	
	10月	第9回 10月24日	第4回 10月21日 第5回 10月28日	
	11月		第6回 11月11日 第7回 11月25日	
	12月			
	1月	第10回 1月23日		
	2月		第8回 2月3日	2月13日（推進委員会） 2月16日
	3月			
	主な 検討内容	○ 現状と課題の把握 ○ 計画の構成等の検討 ○ 計画（案）作成等	○ 計画（案）に対する意見等	○ 計画推進の総合調整
平成24年3月21日		平成24年 国立市議会 第1回定例会 福祉保険委員会に答申報告		
平成24年3月29日		庁議にて決定		

3 国立市地域保健福祉計画策定委員会条例

平成11年3月26日条例第2号
(以下、改正)

平成13年3月30日条例第5号

平成16年6月23日条例第12号

平成20年9月24日条例第23号

(設置)

第1条 国立市における地域保健福祉の施策形成について協議するため、国立市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長からの諮問に応じて、高齢者保健福祉、障害者福祉及び地域福祉に係る計画に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2名以内
- (2) 保健医療サービス及び福祉サービスの関係者 3名以内
- (3) 高齢者 1名
- (4) 障害者又はその関係者 3名以内
- (5) 市民 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める答申があった日をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて行政機関の関係者又は学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第52号を第53号とし、第37号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第36号の次に次の1号を加える。

(37) 地域保健福祉計画策定委員会委員

第4条中「第49号」を「第50号」に改める。

第5条中「第50号」を「第51号」に、「第52号」を「第53号」に改める。

別表第2中

「	介護保険事業計画策定委員会委員	〃 9,100円	」
を			

「	介護保険事業計画策定委員会委員	〃 9,100円	」
	地域保健福祉計画策定委員会委員	〃 9,100円	

に改める。

付 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成16年6月23日条例第12号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

4 国立市地域保健福祉団体等連絡協議会設置要綱

平成18年 9月11日訓令第34号

(以下、改正)

平成21年 3月31日訓令第36号

平成22年 9月29日訓令第71号

(設 置)

第1条 国立市地域保健福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たって、計画に対する市民及び当事者の意見を反映させ、並びに計画の点検を行うため、国立市地域保健福祉団体等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、当事者団体等の連絡調整及び次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に当たって、国立市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）から依頼を受けた提案事項についての検討及び計画案に対する意見等の取りまとめを行い、委員会に報告すること。
- (2) 必要に応じて、計画の進捗状況の点検を行うとともに、計画の変更等が必要になった場合は、市長に提言すること。

(組 織)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 身体しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (2) 知的しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (3) 精神しょうがいしゃに関する団体に属する者 1人以内
- (4) 高齢者に関する団体に属する者 1人以内
- (5) 子どもに関する活動を行う団体に属する者 1人以内
- (6) 自治会・自主防災組織に属する者 1人以内
- (7) 民生委員・児童委員 1人以内
- (8) 学校教育関係者 1人以内
- (9) 児童又は生徒の保護者 1人以内
- (10) 地域福祉に関連するNPO団体に属する者 1人以内
- (11) 福祉関連機関に属する者 1人以内
- (12) 保健衛生関連機関に属する者 1人以内
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 3人以内

(会長、副会長及び書記)

第4条 連絡協議会に会長、副会長及び書記を置く。

- 2 会長、副会長及び書記は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 書記は、会議の内容を要点記録する。

(運 営)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 連絡協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 連絡協議会に関する庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。（後略）

2 （前略）第74条の規定による改正後の国立市地域保健福祉団体等連絡協議会設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成22年9月29日訓令第71号）

この訓令は、平成22年9月29日から施行する。

5 国立市地域保健福祉推進本部設置要綱

平成6年9月1日訓令（甲）第40号
（以下、改正）

平成7年5月22日訓令（甲）第21号
平成8年3月29日訓令（甲）第20号
平成8年8月30日訓令（甲）第42号
平成13年3月30日訓令第10号
平成17年7月12日訓令第24号
平成18年10月6日訓令第45号
平成19年3月29日訓令第34号
平成19年6月29日訓令第52号
平成19年7月24日訓令第58号
平成20年5月2日訓令第30号
平成21年3月31日訓令第36号
平成22年8月30日訓令第62号

（設 置）

第1条 国立市地域保健福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域保健福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 国立市地域保健福祉計画推進の総合調整に関すること。
- （2） その他保健福祉施策の企画・調整に関すること。

（組 織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- （1） 本部長は、副市長とする。
- （2） 副本部長は、教育長とする。
- （3） 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

（本部長等の職務）

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

（推進委員会）

第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。

2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。

3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部から指示された事項の協議に関すること。
 - (2) 本部に付議する事項の調整に関すること。
 - (3) その他保健福祉施策で必要な事項の協議・調整に関すること。
- 4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。
 - 5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
 - 6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年9月1日から適用する。
- 2 国立市地域保健福祉計画策定連絡会議設置要綱（平成4年8月国立市訓令（甲）第35号）は、廃止する。

付 則（平成7年5月22日訓令（甲）第21号）

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

付 則（平成8年3月29日訓令（甲）第20号抄）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成8年8月30日訓令（甲）第42号）

この要綱は、平成8年9月1日から適用する。

付 則（平成13年3月30日訓令第10号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日訓令第24号）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、改正後の国立市地域保険福祉推進本部設置要綱等の規定は、平成17年7月1日から適用する。

付 則（平成18年10月6日訓令第45号）

この要綱は、平成18年10月6日から施行する。

付 則（平成19年3月29日訓令第34号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月29日訓令第52号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成19年7月24日訓令第58号）

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から適用する。

付 則（平成20年5月2日訓令第30号）

この訓令は、平成20年5月2日から施行し、（中略）第2条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成21年3月31日訓令第36号）

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。ただし、第91条から第99条までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 （前略）第29条の規定による改正後の国立市地域保健福祉推進本部設置要綱の規定（中略）は、平成20年11月1日から適用する。

付 則（平成22年8月30日訓令第62号）

この訓令は、平成22年8月30日から施行する。

別表1

企画部長 総務部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 生活環境部長 都市振興部長 教育次長
--

別表2

企画部	政策経営課長
総務部	職員課長 防災課長
健康福祉部	健康福祉部長 福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長 保健センター所長 保険年金課長

子ども家庭部	児童課長 子育て支援課長
生活環境部	環境保全課長
都市振興部	都市計画課長 産業振興課長 建設課長
教育委員会	学校指導課長 生涯学習課長 公民館長

6 国立市地域保健福祉団体等連絡協議会 参加団体名簿

<small>だんたいめい</small> 団体名	<small>だいひょうしゃ</small> 代表者
<small>くにたちしんたいしょうがいしゃふくしきょうかい</small> 国立市身体障害者福祉協会	<small>しまだ かずお</small> 島田 和夫
<small>くにたちししたいふじゅうふぼかい</small> 国立市肢体不自由父母の会	<small>ひじかた やすお</small> 土方 靖男
<small>はったつ かんが かい たいよう すばる かい</small> くにたち発達しょうがいを考える会 太陽と昴の会	<small>こだま みやこ</small> 児玉 美也古
<small>せいしんしょうがいしゃかぞくかい かい</small> 精神障害者家族会「シュロの会」	<small>うえまつ かずみつ</small> 植松 和光
<small>こうじのうきのうしょうがいしゃ かぞく かい</small> 高次脳機能障害者と家族の会	<small>あずま ゆみこ</small> 東 由美子
<small>くにたちししかくしょうがいしゃきょうかい</small> 国立市視覚障害者協会	<small>まつもと かんじ</small> 松本 寛治
<small>くにたちしろうじん れんごうかい</small> 国立市老人クラブ連合会	<small>みた けんじ</small> 三田 賢司
<small>いくせいかい</small> 育成会	<small>かわじり としえ</small> 川尻 俊江
<small>じちかい じしゅぼうさいそしき</small> 自治会・自主防災組織	<small>なかはら おさむ</small> 中原 修
<small>くにたちしみんせいじどういいんきょうぎかい</small> 国立市民生児童委員協議会	<small>たかまつ やすこ</small> 高松 泰子

7 国立市地域保健福祉計画策定委員名簿

ぶん や 分 野	い いん めい 委 員 名	び こう 備 考
がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ほらだ こうき 原田 晃樹	いいんちょう 委員長
	やまぐち なおき 山口 直樹	
ほけんいりょう およ 保健医療サービス及び ふくし かんけいしゃ 福祉サービス関係者	まつお かずひさ 松尾 一久	
	こしなが よしみち 越永 至道	
	てらだ えつこ 寺田 悦子	
しょうがいしゃ また かんけいしゃ 又はその関係者	あまの せいいちろう 天野 誠一郎	ふくいんちょう 副委員長
	さくらい ひろし 桜井 博	
	さとう じゅん 佐藤 淳	へいせい ねん がつ 平成22年9月～ へいせい ねん がつ 平成23年7月
	いいじま しゅんこ 飯島 瞬子	へいせい ねん がつ 平成23年8月～
しみんいいん 市民委員	すがわら こうよ 菅原 公代	
	えはら としお 江原 俊雄	